

## 第2章 労働争議の調整等

### 第1節 調整事件の概況

#### 1 調整区分別申請件数

最近5年間の調整区分別申請件数は、次表のとおりである。令和3年の調整事件の申請件数は6件で、前年に比べ5件減少した。

(単位：件)

調整区分	年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
あ	っ	1	5	6	1	6
調	停	0	0	0	0	0
仲	裁	0	0	0	0	0
	計	1	5	6	1	6

#### 2 産業別申請件数

最近5年間の産業別申請件数は、次表のとおりである。令和3年は、「医療、福祉」が2件(33.3%)と最も多く、次いで「情報通信業」、「不動産、物品賃貸業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「サービス業」がそれぞれ1件(16.7%)と続いている。

(単位：件)

産 業	年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業		0	0	0	0	0
建設業		1	0	0	0	0
製造業		1	0	1	0	0
電気・ガス・熱供給・水道業		0	0	1	0	0
情報通信業		1	0	0	0	1
運輸業、郵便業		4	1	0	4	0
卸売業、小売業		4	0	0	3	0
金融業、保険業		0	0	0	0	0
不動産業、物品賃貸業		0	0	0	0	1
学術研究、専門・技術サービス業		0	0	0	0	0
宿泊業、飲食サービス業		1	0	0	1	1
生活関連サービス業、娯楽業		1	0	0	0	0
教育、学習支援業		0	2	1	1	0
医療、福祉		2	2	3	2	2
複合サービス事業		0	0	0	0	0
サービス業		0	0	0	0	1
公務		0	0	0	0	0
	計	1	5	6	1	6

### 3 開始事由別申請件数

最近5年間の開始事由別申請件数は、次表のとおりである。

(単位：件)

開始事由 \ 年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
組合側申請	15	5	6	9	4
使用者側申請	0	0	0	2	2
双方申請	0	0	0	0	0
計	15	5	6	11	6

### 4 合同労組事件及び駆け込み訴え事件の申請件数

最近5年間の合同労組事件の申請件数と、そのうち駆け込み訴え事件の申請件数は、次表のとおりである。令和3年は、合同労組事件が全体の83.3%であり、合同労組事件に占める駆け込み訴え事件の割合は40.0%であった。

(単位：件)

事件 \ 年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
合同労組事件	11	2	3	8	5
駆け込み訴え事件	7	1	1	2	2

(注)「合同労組」とは、企業の枠を超えて組織され、個人でも加入できる労働組合をいう。

「駆け込み訴え事件」とは、調整事件となりうる状況が発生した後に労働者が合同労組へ加入し、加入の契機となった事項を調整事項として当該組合から申請のあった事件をいう。

### 5 組合員数規模別新規申請件数

最近5年間の申請組合の組合員数の規模は、次表のとおりである。

(単位：件)

規模 \ 年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
29人以下	3	2	1	3	2
30人～ 99人	9	2	2	2	2
100人～ 299人	2	0	1	2	1
300人～ 499人	0	1	0	0	0
500人～ 999人	0	0	0	0	0
1,000人～4,999人	1	0	1	4	1
5,000人以上	0	0	1	0	0
計	15	5	6	11	6

## 6 事件企業における組合員数規模別新規申請件数

最近5年間の調整事件の当事者企業における組合員数の規模は、次表のとおりである。

(単位：件)

規 模 \ 年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
29人以下	13	4	4	8	6
30人～ 99人	2	1	0	1	0
100人～ 299人	0	0	2	2	0
300人～ 499人	0	0	0	0	0
500人～ 999人	0	0	0	0	0
1,000人～4,999人	0	0	0	0	0
5,000人以上	0	0	0	0	0
計	15	5	6	11	6

(注)申請に係る組合の組合員のうち、申請事件の当事者企業に雇用される組合員数のみを規模別に分類したものである。(例えば、全500名の合同労組からの申請において、事件の当事者企業に10名雇用されている場合、29人以下に分類される。)

## 7 併存する組合のある事件の申請状況

最近5年間の併存する組合のある事件の申請状況は、次表のとおりである。

(単位：件)

事 件 \ 年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
併存組合のある事件	3	3	0	5	1
全 事 件	15	5	6	11	6

(注)併存組合のある事件とは、企業内に当事者以外の組合がある場合の事件をいう。

## 8 申請における調整事項別件数

最近5年間の申請における調整事項別件数は、次表のとおりである。令和3年は、「団交促進」が3件(42.9%)と最も多く、次いで「その他の賃金要求」（賃金未払いなど）が2件(28.6%)と続いている。

(単位：件)

調整事項 \ 年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
団交促進	10	5	6	8	3
賃金増額	0	0	0	0	1
年末・夏季手当	0	0	0	0	0
賃金体系改訂	0	0	0	0	0
その他の賃金要求	0	0	0	2	2
経営・人事	0	0	0	0	0
解雇	3	0	0	1	0
その他の労働条件	1	0	0	1	0
組合活動に関する要求	1	0	0	1	1
協約及び契約の履行	0	0	0	0	0
非組合員の範囲	0	0	0	0	0
計	15	5	6	13	7

(注) 複数の調整事項を含む申請もあるため、本表の計と申請件数の計は一致しない場合がある。

## 9 終結状況

最近5年間の終結状況は、次表のとおりである。令和3年は、6件を処理し、1件が翌年に繰越しとなった。

(単位：件)

終結区分		年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
係属	前年からの繰越し		1	2	1	1	0
	新規申請		15	5	6	11	6
	計		16	7	7	12	6
終結状況	解決		4	3	4	10	2
	あっせん活動中自主解決		0	0	0	0	0
	あっせん案受諾		4	3	4	10	2
	取下げ		3	0	1	1	0
	打ち切り		7	3	1	1	3
	あっせん参加拒否		3	0	1	0	2
	第1回あっせん以降の打ち切り		4	3	0	1	1
	移管		0	0	0	0	0
	計		14	6	6	12	5
翌年への繰越し			2	1	1	0	1

## 10 解決率

最近5年間の解決率は、次表のとおりである。

(単位：%)

解決率	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
	36.4	50.0	80.0	90.9	40.0

(注) 解決率は、終結事件の解決件数/(終結事件数-取下・移管件数)×100により算出したものである。

なお、解決件数にはあっせん活動が自主解決に影響を及ぼし、取下書が提出された事件を含む。

11 処理日数別取扱件数

最近5年間の処理件数を処理日数別にみると、次表のとおりである。令和3年の平均処理日数は31.0日となった。

(単位：件)

処理日数 \ 年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
1～10日	0	0	0	0	1
11～20日	2	0	1	2	1
21～30日	4	1	1	2	1
31～50日	3	2	1	4	1
51日以上	5	3	3	4	1
調整員指名前取下げ	0	0	0	0	0
計	14	6	6	12	5
平均処理日数	43.4日	51.8日	54.7日	49.1日	31.0日

(注) 平均処理日数は、調整員指名から終結までの日数を平均したものである。

12 事件終結までの平均調整回数

最近5年間の事件終結までの平均調整回数は、次表のとおりである。

(単位：回)

平均調整回数	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
	1.4	1.2	2.0	1.4	1.3

(注) 平均調整回数は、終結事件の総調整回数/(終結事件数-あっせん等未開催事件数)により算出したものである。

### 第3節 争議行為の予告及び実情調査

当委員会で受理した公益事業に係る争議行為の予告通知（労働関係調整法第37条）の状況は、次のとおりである。

#### 1 争議行為の予告通知件数

最近5年間の争議行為の予告通知件数は、次表のとおりである。

(単位：件)

業種	年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
運	輸	4	4	4	3	3
郵便・電信・電話		0	0	0	0	0
水道・電気・ガス供給		0	0	0	0	0
医療・公衆衛生		3	8	2	3	5
計		7	12	6	6	8

### 3 実情調査件数

当委員会で受理した争議行為の予告通知については、労働委員会規則第 62 条の 2 に基づき労働争議の実情調査を行っている。

令和 3 年は、調査件数 8 件のうち、7 件が解決し、1 件が打切りとなった。

(単位：件)

区 分		年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
係	属		8	12	8	7	8
	前年からの繰越し		1	0	2	1	0
	新規申請		7	12	6	6	8
終 結 状 況	解 決		8	10	7	7	8
	打 切 り		0	0	1	0	1
	移 行		0	0	0	0	0
	翌年への繰越し		0	2	1	0	0
終 結 時 の 段 階	A		8	10	7	7	8
	B		0	0	0	0	0
	C		0	0	0	0	0

(注) 表中の終結時の段階の「A、B、C」とは、次のとおりである。

A：実情把握の上、接触を保ち交渉の推移を見守ったもの

B：交渉の進展に努力したもの

C：交渉の仲立ちをし、争議を解決に導いたもの

### 第 4 節 個別労使紛争のあっせん

個別労使紛争（個々の労働者と事業主との間の紛争）のあっせんについては、知事部局の出先機関である労働者支援事務所が実施している。

平成 25 年 4 月からは、当該あっせんの仕組みの中に、労働委員会委員によるあっせん（委員あっせん）を加えて実施している。委員あっせんは、労働委員会委員の専門的知見に基づく判断を要すると考えられる事案等について、労働者支援事務所長の決定に基づき、所管課長である労働政策課長が労働委員会の委員に、あっせんを委嘱する仕組みである。

最近 5 年間の労働委員会委員によるあっせんの実施状況は、次表のとおりである。

(単位：件)

区 分		年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
係	属		5	2	1	1	1
	前年からの繰越し		1	0	0	0	0
	新規受付		4	2	1	1	1
終 結 状 況	解 決		5	2	1	1	1
	打 切 り		4	0	1	1	1
	取 下 げ		1	1	0	0	0
	翌年への繰越し		0	1	0	0	0
翌年への繰越し			0	0	0	0	0